

計量証明事業の登録の手順

- 1 **登録** 計量証明事業を行おうとする者は、事業の区分に従い、事業所ごとにその所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。
い。
- 2 **申請書の提出** 登録申請書類等の受理
登録申請手数料 1件 56,000円(茨城県収入証紙)
- 3 **事業所の調査** 登録申請書記載内容の状況調査の実施
- 4 **登録の決定** 登録の基準に適合するとき
- 5 **登録証の交付** 登録証の受け取り(印鑑持参)
- 6 **事業規程提出** 事業規程を作成し提出すること(計量証明書の様式を添付)
- 7 **登録簿の記載** 茨城県の登録簿に記載